

教育研究上の目的

人間生活学研究科は、十文字学園女子大学の建学の精神に基づき、専門分野における学術の理論を学修し応用を極め、学術的研究を遂行する力や高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、グローバルな観点から健康の保持・増進、ならびに文化の進展に寄与できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

修士課程

広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要の能力を備えた人材を育成することを教育研究上の目的とする。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

人間生活学研究科食物栄養学専攻修士課程では、教育研究上の目的を達成するため、次の学生像を人材育成の方針とし、以下の学識・能力を有している者に「修士（栄養・人間生活科学）」の学位を授与する。

1. 「食と栄養と健康」に関する高度で専門的な学識や科学的視点・根拠に基づく実践活動力を有している。
2. 「食と栄養と健康」の専門家として国内外における新たな活躍の場を自ら切り拓く意欲と能力を身につけている。
3. 研究活動における新規性・独創性の重要性を理解している。
4. 食・栄養・健康分野の新規性・独創性に富む研究課題の探索・計画立案・実行・成果取りまとめを概ね自立的に行う能力を有している。
5. 研究成果の公表の重要性（Publish or Perish）を理解し、社会に発信する能力を有している。
6. 研究行為・研究費使用に関する学内外の規定等を遵守して、正しく研究活動を行う見識を有している。
7. 人・実験動物・遺伝子等を対象とする研究規定等を遵守して倫理的に行う見識を有している。
8. 研究活動を安全・安心に行うための知識・技術を身につけている。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

食物栄養学専攻修士課程は、栄養科学、食科学、健康科学の3分野からなる専門教育の授業科目、及び3分野共通の必修科目である共通教育の授業科目で構成される。

各科目の講義・演習では、「食と栄養と健康」の専門家育成にふさわしい高いレベルを堅持し、国際的な視野をもった社会貢献が可能となるよう、情報収集・発信力の向上を目指す。

1. 共通教育科目の「食・健康と栄養の科学」は、「食と栄養と健康」の専門家としての学生の自覚を確認・強化することを目的として、大学院での学びの導入教育科目に位置付けている。
2. 共通教育科目の「総合演習」は、「特別研究」のプログレス・レポートを通して、他分野の学生同士、学生と教員とが討論を積み重ね、「食と栄養と健康」の専門家としての多角的かつ科学的視点を涵養することを目的に開設する。
3. 栄養科学分野は、栄養に関する学識及び技術を広くかつ深く修得した専門職業人の養成を目的とした科目を開設する。
4. 食科学分野は、これまでに培った学識・技術を活用し、食品開発、食品の機能性・安全性評価、食品の品質管理等の分野で研究開発力を発揮できる専門職業人の養成を目的とした科目を開設する。
5. 健康科学分野は、職域・地域の健康づくり等において指導的役割を果たせる専門職業人の養成を目的とした科目を開設する。
6. 特別研究は、研究分野（栄養科学・食科学・健康科学）における諸課題を多角的・科学的な視点をもって総合的に解決する能力を育むことを目的としている。

各研究分野の学修方法は、次の通りとする。

共通教育科目「食・健康と栄養の科学」、「総合演習」は必修とする。特別研究に関連する研究分野から演習を履修し、その他に、各研究分野で展開される概論、特論、特別実習を履修する。特別研究の成果を学術論文、又は学会発表において公表し、修士論文としてまとめる。

1 修士課程修了要件と単位数

①本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること〔大学院学則第33条〕。

なお、長期履修生として許可された学生の修業年限は、3年又は4年とする〔大学院学則第5条〕。

②納付金（授業料・施設費など）を定める期間に納付すること〔大学院学則第42、43条〕。

③修了資格は、下表に定める授業科目区分ごとの最低履修単位数を修得している者に与えられます。

授業科目区分	単位数	条 件
共通教育科目	6単位	「食・健康と栄養の科学」「総合演習」は必修
専門教育科目	24単位	「特別研究」は必修
合 計	30単位	

2 【修士課程】教育課程

科目区分		授業科目	単位数			授業形態	履修期	配当学年	備 考
			必修	選択	自由				
共通教育科目	共通分野	食・健康と栄養の科学	2			講義	前期	1	
		総合演習	4			演習	通年	1～2	
専門教育科目	栄養科学分野	栄養科学概論		2		講義	後期	1	
		栄養学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		栄養学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		栄養学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		国際栄養学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		国際栄養学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		国際栄養学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		生体機能調節学特論		2		講義	前期	1・2	
		実践栄養学特別実習		2		実験・実習	前期	2	
		栄養科学演習		4		演習	通年	1	
	食科学分野	食科学概論		2		講義	後期	1	
		食品学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		食品学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		食品学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		調理科学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		調理科学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		調理科学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		食品開発学特論		2		講義	前・後	1・2	
		食開発学特別実習		2		実験・実習	前期	2	
		食科学演習		4		演習	通年	1	
	健康科学分野	健康科学概論		2		講義	後期	1	
		健康学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		健康学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		健康学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		保健衛生学特論Ⅰ		2		講義	前期	1	
		保健衛生学特論Ⅱ		2		講義	後期	1	
		保健衛生学特論Ⅲ		2		講義	前期	2	
		臨床心理学特論		2		講義	前期	1・2	
		健康指導特別実習		2		実験・実習	前期	2	
		健康科学演習		4		演習	通年	1	
	特別研究	特別研究	10					1～2	15課題から1課題を選択

修了要件及び履修方法

共通教育科目「食・健康と栄養の科学」及び「総合演習」の6単位は必修とする。原則として特別研究（10単位）に関連する分野から演習4単位を履修し、その他に、3分野における概論、特論、特別実習のうちから5科目10単位以上を履修する。
以上、合計30単位以上を履修し、研究指導を受けた修士論文の審査、及び最終試験の合格を修了要件とする。

1 栄養教諭専修免許状

1 教育職員免許状取得の必要要件（以下1）、2）を取得すること）

1）「教育職員免許法」第5条別表第2の2で定められている基礎資格及び必要最低単位数

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数	栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
栄養教諭専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46	4	18	24

●「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は、すべて大学院の課程で修得するものとします。

2）「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2
計	8

2 栄養に係る教育に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	法定単位数	本学開設科目	単位数			備考
			必修	選択必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	4	食・健康と栄養の科学	2			これら17科目から11科目選択必修
		栄養科学概論		2		
		栄養学特論Ⅰ		2		
		栄養学特論Ⅱ		2		
		栄養学特論Ⅲ		2		
		国際栄養学特論Ⅱ		2		
		国際栄養学特論Ⅲ		2		
		食科学概論		2		
		食品学特論Ⅰ		2		
		食品学特論Ⅱ		2		
		調理科学特論Ⅱ		2		
		調理科学特論Ⅲ		2		
		健康科学概論		2		
		健康学特論Ⅰ		2		
		健康学特論Ⅱ		2		
		健康学特論Ⅲ		2		
		保健衛生学特論Ⅰ		2		
		保健衛生学特論Ⅲ		2		
計	4	計	2	34		

3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		法定 単位数	備 考
科目	各科目に含める必要事項		
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	8	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	6	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	
	教職実践演習	2	
計		18	

- 平成21年4月の教育職員免許法施行規則改正前に「総合演習」の単位を修得した者は、「教職実践演習」の単位を修得することを要しない場合もあります。

4 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に 定める科目区分	法定単位数	本学開設科目	単位数			開講期	配当 学年	備考
			必修	選択必修	選択			
大学が独自に設定する科目	24	該当科目なし						
計	24	計						

- 「大学が独自に設定する科目」の必要単位数24単位は、「栄養に係る教育に関する科目」の修得単位のうち、必要単位数を超えて修得した単位を充当できます。

5 教育職員免許状の申請手続き

栄養教諭専修免許状は、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定める科目及び単位を修得し、修了要件を満たした者が、授与権者である教育委員会に申請することによって授与されます。申請方法は、個人申請となります。（P. 180参照）

6 その他

栄養教諭一種免許状を取得した後、栄養教諭としての実務経験が3年以上ある場合は、「教育職員免許法」第6条別表第6の2が適用できます。要件を満たし、免許状の取得を希望する場合は、事前にご相談ください。

受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする 栄養教諭の 免許状の種類	一種免許状を取得した後、栄養の指導及び 管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として 良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の 証明を有することを必要とする最低在職年数	一種免許状を取得した後、大学において 修得することを必要とする 最低単位数
栄養教諭専修免許状	一種免許状	3年	15

- 一種免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数は、大学院においてP. 202〔2〕の表の「栄養に係る教育に関する科目」から修得するものとします。